

伊藤(信)委員 自由民主党の伊藤信太郎でございます。

参考人の皆さんにおかれましては、それぞれ専門的な立場から大変有意義な御説明をいただきまして、ありがとうございました。

私も、議員になる前に映画をプロデュース、監督しておりまして、また、アメリカにおいて、モーリス・ジャールであるとかエラ・フィッツジェラルドとか、あるいはフランク・シナトラとか、いろんな方と交渉して、実際にはモーリス・ジャールやエラ・フィッツジェラルドと一緒に音源をつくって、それを映画のサウンドトラックに使う、また、そのCDを発売しようとしているいろいろすったもんだというような経験もありますので、今回の著作権改正の問題というものが、日米の著作権に対する考え方の違いとか、音楽あるいは映画業界の構造の違いということにも関連して、非常に複雑で、ある意味においてはわからない部分も多いことだと思うんです。

今まで参議院及びこの衆議院における議論も、議事録も含めて全部読んでおりますので、重なるところは避けて、きょうは少し専門的な部分、かつ日米の法律の差という部分についてお聞きしたいと思うわけでございますけれども、まず依田参考人にお伺いしたいと思います。

CDを発売するに当たって、今度、映像も入れるということで、DVDといいますが、映像の入った、そしてもちろん音楽の入ったDVDなども出しておられるようですけれども、今度の法律のレコードという範疇にこのDVDも入るかどうかをまずお聞かせください。

依田参考人 お答えします。

私どもは音楽製作をベースにしておりますが、ただし、音楽製作のマスターライセンス契約の中には、シンクロ権と称しまして映像の権利が入っている場合もございます。したがって、それは個々の契約によって違うと思います。

以上であります。

伊藤(信)委員 まず、メディアのあり方でいろいろ幅広い可能性があるということがもう一つ。

それと、音楽の権利、著作権であれ、著作隣接権と一口に言っても、御存じのように今度の場合はメカニカルが中心だと思いますけれども、シンクロ権もありますし、ブロードキャスト権もありますし、楽譜の出版権もありますし、それからパブリックパフォーマンスという公演権もありますので、そういった権利も著作権という範疇には当然入るんだろうと思うんですね。そのことが今度の主にCDだと思うんですけれども、それに多少波及するんだろうと私は思います。ですから、そのことも含めて、個別のことについてお聞きしたいと思うんです。

まず、今、両参考人から具体的なCDの値段について開陳があったわけですが、でも、では、その値段の中で、ライセンス料であるとか小売マージンであるとか、あるいは音楽出版社の取り分であるとか、いろいろ諸掛かりといいますが、そういったものは大体どういう配分になっているか。特に、今回問題になっている、アメリカからの直輸入盤がストップするんじゃないかという御懸念が多くの音楽愛好家が

ら寄せられていますので、日米の間でどう違うかということについて、特に依田参考人については、日本人のアーティストによる場合と、それからアメリカの方は、日本の会社がマスターテープを日本で受け取って日本でプレスしている場合との比較、それと、トップアーティストといいますが、一番売れているアーティストの一般的な数字をお聞かせ願えればありがたいと思います。

依田参考人 レコードには、いわゆるレコード会社が、アメリカのレコード会社から日本のレコード会社がそれをライセンスしまして、マスターライセンスをして現地で、日本で製作する、生産する国内盤と、それからアメリカのレコード会社が製作したレコードをそのまま直輸入で日本の子会社が輸入するいわゆる洋盤ですね。それから、アメリカのレコード会社がアメリカの市場で販売したレコードを流通業者がアメリカの国内で買い付けて日本に流通させる並行輸入盤と、三種類あるわけでございます。

このベースになりますのは、基本的には、日本ではリテールプライス、小売価格から割り出すところの著作権使用料あるいは原盤使用料であります。これにつきましては、日本の例えば二千五百円のCDが発売されているとすれば、その二千五百円に対しての、リテールプライスに対しての著作権使用料六%、あるいはまた一般的には原盤使用料として、私どもは各社マターでございますので私がここで細かく申し上げることは全くできませんが、概算では約三〇%ぐらいの原盤使用料が二千五百円のリテールに対して課せられて、その分が本国の原盤所有者であるレコード会社に払い込まれるということでありまして。

そして、著作権の場合には、六%と申しますのは、あくまでも作詞家、作曲家が制作した音楽のいわゆる録音使用料だけでございます。したがって、今先生がおっしゃっておられる演奏権であるとか放送権であるとか、いわゆるそういう著作権のほかの支分権については、この六%は何ら支払いはしておりません。

そういうことでございますが、よろしゅうございましょうか。(伊藤(信)委員「はい、結構でございます」と呼ぶ)

池坊委員長 伊藤信太郎君、挙手して御発言ください。

伊藤(信)委員 はい、失礼いたしました。

それでは、デゼルスキーさんの方に、アメリカから直輸入する場合の価格の中での案分について、一般的な例で結構でございますが、特に、ヒットメーカーと申しますかトップアーティストがつくったものについて、アーティストに対するライセンス料あるいは中間マージン、いろいろあると思っておりますけれども、その辺の案分について、数字をお伺いしたいと思います。

デゼルスキー参考人(通訳) 御質問は非常によくわかったんですけども、残念ながら、私ども小売という立場でございますが、ライセンス料ですとかそういったことは、全く存じ上げないといいますが、お客様に商品を販売するだけの立場でございますので、ちょっとそちらの方はお答えできないと思います。

ただ、ここで唯一申し上げられることといたしましては、私ども小売店が得られる

粗利、マージンとしましては、国内盤を販売するよりも輸入盤を販売した方が高くなっております。ですから、こちらとこちらのコストの比較をしていただいても、国内盤の方が非常にコストが高く、割高になって生産されているということがおわかりいただけるかと思えます。ただ、ごらんになっていただけるとおり、ほとんど同じ、同商品でございます。ただ、こちらの輸入盤に関しましては、もちろん価格の方の設定も当店の方でできますので、そういったところで柔軟性を持たせてお客様に幅広く商品を展開できるようになっております。

ただ、日本のレコードメーカーさんは、どちらかといいますと小売店には国内盤の方を売ってほしいと思っております。ただ、それは私どもが決めることではなく、消費者の皆様がお選びになって、国内盤にするか輸入盤にするかを定めるべきだと私は思います。そちらは、選択肢がなくなるということを非常に大きく心配しているわけです。

伊藤（信）委員 ありがとうございます。全部が明らかになったわけではありませぬけれども、多少なりともライセンスとかあるいは小売マージンの関係が明らかになったんだなと思えます。

そこで、日本では著作権と著作隣接権というふうに分けておりますけれども、アメリカの場合は、それ全体をひっくるめて著作権というくりになるというような大きな違いであろうと思えます。日本で言うところの著作権者、著作隣接権者の中に、例えば私が音楽をつくった場合は、それを例えば、どこでもいいですけども何とかチャペルとかに管理契約を結んでもらうわけですね。その管理契約は、ライセンスフィーの中のパーセンテージで取るのが一般的な商慣習だと思えますけれども、そのほかに、音楽出版社というものがそのライツを持つということもあるわけでございます。また、その音楽出版社から権利を譲り受けるということもありまして、サブパブリッシャーになるということもあるわけですね。そこからライセンスをもらうライセンシーというのもあるわけで、事ほどさように音楽業界というのは非常に多くの方の権利関係というものがふくそう的になっております。

アメリカの場合は相対契約ですので、ケース・バイ・ケースで、例えばアーティストが非常に強い場合はロイヤルティーのパーセントが最大、リテールの二〇%とかいう場合もありますし、逆のケースもありますし、それから、さっき言ったメカニカルとかブロードキャストとか、個別にパーセンテージが異なるわけなんです。

今度の法律改正で問題になるとすれば、いわゆる今申し上げた、管理契約を結んでいる管理会社とかあるいは音楽出版社とかサブパブリッシャーとかライセンシーも、日本で言うところの著作隣接権者あるいはアメリカで言うところの著作権者に入るのかどうか。

つまり、流通経路あるいは製作プロセスの違いによって、それぞれの権利者の取り分というのがおのずから異なってくるわけですね。そして、当然、自分の取り分が減らされたグループといいますか会社なり組織が、そのことをもって著作権の侵害だというふうに訴える可能性がないのかどうか。

そのことをもって、並行輸入といいますか直輸入盤がとまるケースがないのかどうか。その辺について、前段の質問と後段の質問とあわせて、まず依田会長にお伺いしたいと思えます。

依田参考人 大変に重要な御質問で、かつその辺の御説明を申し上げますと多分よく御理解いただけと思うんですが、アメリカの、欧米といいましょうか、アメリカのレコード会社は、全世界、六十数億人に向かって作品をつくっております。英語でつくるわけでございます。したがいまして、アメリカで製作されるCDというのは、日本だけを限定にしたものでは全くありません。全世界です。そして、そのCDが、アメリカの国内に流通しているおびたしいCDの一部が日本に輸出されてくる、これが並行輸入です。

いわゆるそういう並行輸入でも、アメリカでは既に著作権者に対する著作権使用料はレコード会社が払い込んでおります。ですから、アメリカで流通するレコードの生産数がふえればふえるほどアメリカの権利者は潤うわけでございますね。

そういうことで、今世界に流通しているアメリカのいわゆるCDが、メジャーと称して全世界の七五%を占めているというのが実情です。

ですから、日本が日本のいわゆる国内事情によって、世界六十二億人に向けてつくられたCDに日本輸出禁止、そういう表示をすることが現実的にあり得るのかということなんですね。それはないと見えています。

もしも、あったとしても、今度はアメリカの原著作権者等が、なぜそうするんですか、私たちは全世界に向けてつくっている、もともとアメリカが中心であっても、それは全世界に流れていくことは承知の上でつくっているわけですから、それを日本が日本の国内事情で輸入禁止ということにしますと、これは逆にアメリカサイドから、あるいは欧米の原著作権者からクレームを受けることになります。そういう問題が一点ございます。

それから、今回の還流防止措置についての法的な、著作権法的な支分権でいきますと、これはあくまでも、先ほどから申し上げていますが、録音印税という形で、音楽を複製して、それをCDに複製して録音するその権利についてのみ我々は支払いをしていますから、そういう意味においては、アメリカで流通しているCDはすべてその権利は権利処理を行っておりますので、申し上げましたように、日本でそれをとめるということは、アメリカの著作権者の皆さんにとっては不利益ということになるわけでございます。

ということで御回答、よろしゅうございましょうか。

伊藤(信)委員 依田会長の御見解だと、そういうことはないということでございますけれども、私もアメリカでビジネスをいまして、アメリカの音楽関係のローヤーといいますか弁護士は本当に厳しい闘いをしていまして、どこでもずきがあれば法的なものを見つけてみずからの利益を獲得するということは、それは弁護士の仕事だと思うんですけれども、そういうことでございます。

今回は、日本の法律で還流を阻止させようということをやっているわけですがけれども、その副作用ということで、洋盤の輸入がとまるかどうかということが今イシューになっていますけれども、これをアメリカの弁護士が見つけた場合、原作者とか出版管理契約とか、あるいはライセンスの契約そのものは大体アメリカで行われていますね。そうすると、その間の係争の一般的な準拠法はカリフォルニアローであったりしますし、また裁判管轄権もアメリカになるケースが多いし、私の持っている契約書

は全部大体そう書いてありますね。そうすると、それらの権利者が訴えた場合に、これはアメリカで裁判をしてほしいという話が出てくるだろうと思うんです。しかし、これはあくまで日本の法律ですから、裁判管轄権は日本にあると思いますけれども、いろいろその辺の御経験もあるので、実態なり、危惧を払拭できる御自信について、依田会長からお伺いしたいと思います。

依田参考人　ちなみに、私は日本のレコード協会長を務めると同時に、世界の、インターナショナル・フェデレーション・オブ・フォノグラフィック・インダストリー、国際レコード産業連盟の理事もしております。そういう意味では、いわゆる原盤権関係については、世界的に支持されております。先週もロンドンのI F P Iの中央理事会に出て説明してまいりました。

一方、日本のJ A S R A Cは世界で最大級の著作権使用料管理団体でございます、J A S R A Cも私どもと全く同じ意見を持っておりまして、例えば、J A S R A Cが、海外で行われるそういう会議において、その辺の説明は随時していただいております。

例えば、最近でいえば、録音権協会国際事務局、B I E Mという会合がございます。そこでも説明をしていただいたそうでございます、そこで得たりアクションは、経済的な利益の伴わない権利行使をすることはあり得ない、このことは、録音権管理国際事務局における還流問題の討議の場において、J A S R A Cにより、還流防止措置の趣旨を報告し、各国著作権団体も十分理解しているところであります、ということで、これは、全世界のいわゆるレコード製作者あるいは著作権団体も、ぜひこの措置は必要であるということに理解を得ております。

以上であります。

伊藤(信)委員　そうすると、A S C A PとかB M Iとも話がついているということと理解していいでしょうか。

依田参考人　A S C A Pにおきましては、これは演奏権でございますので、私ども、先ほどから申し上げております録音権とは別でございますので、逆に言いますと、この並行輸入盤がとまって、日本での市場のいわゆる存在感が失われることによつての、コンサート等に影響がありますから、逆に言えば、A S C A Pもこれについては賛同するはずでございます。そういうふうに考えております。

伊藤(信)委員　委員長、その辺、ぜひ書面をもって確認していただきたいと思ひます。

残り少なくなりましたけれども、弘兼憲史様にちょっとお伺いしたいと思ひます。

私も小さいころ、小遣いが少なくて、そのころは小さな貸し本屋に行って、よく先生の作品なんかも読ませていただいたんですけれども、そういう従来からある貸し本屋、その営業なりのあり方というものは、やはり日本には愛着がありますし、またそういうニーズもあるだろうと思うんです。今回の措置によって、そういう従来の貸し本屋が生き残れる道というのはどのように担保されているか、それを最後にお伺いしたいと思ひます。

弘兼参考人 お答えいたします。

旧来の貸し本業界の方が極めて零細であるということは承知しております。全国貸本組合との間で一昨年末から協議を重ねてまいりまして、貸与権連絡協議会としましては、零細な貸し本業者さんに対しては権利行使をしないという決議をいたしました。

では、どこまでが零細だという一定の基準があるんですが、具体的には、二〇〇〇年一月一日以前から継続している店舗で、かつ蔵書が一万冊以下の店舗という、そういう数字を出しております。その方々に対しては、権利行使はいたしませんと。ただ、レンタルコミックというような大きな業態といいますか大きな業界に対しては、我々の権利を主張したいなというふうに考えております。

伊藤（信）委員 ありがとうございます。これで質問を終わります。